

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 7 年 3 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 2 号	令和 6 年度山形市一般会計補正予算
議第 3 号	令和 6 年度山形市公共下水道事業会計補正予算
議第 4 号	令和 7 年度山形市一般会計予算
議第 5 号	令和 7 年度山形市水道事業会計予算
議第 6 号	令和 7 年度山形市公共下水道事業会計予算
議第 7 号	令和 7 年度山形市農業集落排水事業会計予算
議第 8 号	令和 7 年度山形市立病院済生館事業会計予算
議第 9 号	令和 7 年度山形市国民健康保険事業会計予算
議第 10 号	令和 7 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算
議第 11 号	令和 7 年度山形市介護保険事業会計予算
議第 12 号	令和 7 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
議第 13 号	令和 7 年度山形市財産区会計予算
議第 14 号	令和 7 年度山形市駐車場事業会計予算
議第 15 号	令和 7 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 16 号	市道路線の認定について
議第 17 号	市道路線の変更について
議第 18 号	包括外部監査契約の締結について
議第 19 号	和解について
議第 20 号	和解について
議第 21 号	山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 設定について
議第 22 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の設定について
議第 23 号	栄養士法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
議第 24 号	山形市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 25 号	山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 26 号	山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議第 27 号 山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正について
- 議第 28 号 山形市手数料条例の一部改正について
- 議第 29 号 山形市民生委員定数条例の一部改正について
- 議第 30 号 山形市デイサービスセンター条例の一部改正について
- 議第 31 号 山形市児童養護施設条例の一部改正について
- 議第 32 号 山形市児童遊園条例の一部改正について
- 議第 33 号 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 34 号 山形市野草園条例の一部改正について
- 議第 35 号 山形市営住宅条例の一部改正について

議 第 2 号

令和 6 年度山形市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度山形市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,654,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,592,306千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		13,043,624 ^{千円}	985,384 ^{千円}	14,029,008 ^{千円}
	1 地 方 交 付 税	13,043,624	985,384	14,029,008
13 分担金及び負担金		836,609	△ 13,238	823,371
	1 負 担 金	836,609	△ 13,238	823,371
15 国 庫 支 出 金		20,557,460	1,304,209	21,861,669
	1 国 庫 負 担 金	12,961,559	620,855	13,582,414
	2 国 庫 補 助 金	7,531,731	683,354	8,215,085
16 県 支 出 金		8,062,710	278,243	8,340,953
	1 県 負 担 金	4,724,444	248,460	4,972,904
	2 県 補 助 金	2,569,136	29,783	2,598,919
18 寄 附 金		3,350,000	1,311,380	4,661,380
	1 寄 附 金	3,350,000	1,311,380	4,661,380
19 繰 入 金		4,177,463	△ 819,140	3,358,323
	2 基 金 繰 入 金	3,731,539	△ 819,140	2,912,399
21 諸 収 入		6,292,516	△ 158,943	6,133,573
	5 雑 入	2,263,002	△ 158,943	2,104,059
22 市 債		4,827,900	767,000	5,594,900
	1 市 債	4,827,900	767,000	5,594,900
歳 入 合 計		110,937,411	3,654,895	114,592,306

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		11,916,307 ^{千円}	810,072 ^{千円}	12,726,379 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	5,541,122	393,259	5,934,381
	3 戸籍住民基本 台帳費	493,934	9,893	503,827
	7 企 画 費	1,973,336	319,065	2,292,401
	8 文化スポーツ費	2,373,571	87,855	2,461,426
3 民 生 費		44,962,191	1,159,751	46,121,942
	1 社 会 福 祉 費	22,103,243	7,970	22,111,213
	2 児 童 福 祉 費	18,420,543	1,107,231	19,527,774
	4 災 害 対 策 費	156,440	44,550	200,990
4 衛 生 費		8,893,724	△ 226,528	8,667,196
	1 保 健 衛 生 費	4,825,262	△ 226,750	4,598,512
	3 環 境 保 全 費	347,036	222	347,258
6 農林水産業費		1,976,038	36,704	2,012,742
	1 農 業 費	1,665,205	36,704	1,701,909
7 商 工 費		8,056,173	650,000	8,706,173
	1 商 工 費	7,982,017	650,000	8,632,017
8 土 木 費		12,286,657	561,620	12,848,277
	2 道路橋りょう費	4,187,663	409,405	4,597,068
	4 都 市 計 画 費	3,411,941	152,215	3,564,156

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		9,338,607 ^{千円}	663,276 ^{千円}	10,001,883 ^{千円}
	2 小 学 校 費	1,603,304	334,567	1,937,871
	3 中 学 校 費	537,248	328,709	865,957
歳 出 合 計		110,937,411	3,654,895	114,592,306

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎非常用発電機改修事業	1,650 ^{千円}
	7 企画費	地域公共交通計画推進事業 (主要なバス停等整備事業)	201,607
	8 文化スポーツ費	市民会館整備事業	69,735
3 民生費	1 社会福祉費	介護サービス基盤整備事業	7,730
4 衛生費	3 環境保全費	省エネ高効率設備導入補助事業	1,163
		非FIT型太陽光発電設備導入補助事業	25,825
6 農林水産業費	1 農業費	ストックマネジメント事業 (農業水利施設整備事業)	520
		地籍調査事業	32,504
7 商工費	1 商工費	ふるさと納税推進事業	931,285
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (中野南線ほか9路線)	453,485
		道路ストック修繕事業	120,000
		雪につよい消雪道路整備事業	102,147
		山寺地区景観形成 (無電柱化)事業	21,484
		アンダーパス冠水対策事業	4,000
		道路トンネル長寿命化事業	50,000
		自転車ネットワーク 路線整備事業	24,840
		荻の窪礫石線の2擁壁予防保全 対策事業	19,009
		橋りょう長寿命化事業	172,921
	4 都市計画費	景観重点地区景観形成推進事業	5,423
		七日町第1ブロック東・西地区 (旧大沼・済生館周辺) 開発推進事業	30,162

款	項	事業名	金額
		七日町第8ブロック南地区 (山形銀行本店) 暮らし・にぎわい再生事業	127,400 ^{千円}
		本町第1ブロック南地区 地域生活拠点型再開発事業	30,700
		公園施設長寿命化対策事業	22,000
		西部工業団地公園再編事業	39,776
	6 住 宅 費	市営天満住宅解体事業	79,640
10 教 育 費	2 小 学 校 費	出羽小学校屋内運動場等 改築事業	21,404
		第二小学校校舎屋根改修事業	52,547
		大郷小学校屋内運動場 天井等改修事業	50,085
		高瀬小学校校舎窓改修事業	5,577
		宮浦小学校軒天等改修事業	115,126
		屋内運動場照明設備改修事業	20,130
		防犯対策施設整備事業	69,698
	3 中 学 校 費	第三中学校武道場 屋根等改修事業	24,200
		防犯対策施設整備事業	3,111
		屋内運動場空調設備等整備事業	301,398

変 更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土 木 費	4 都市計画費	粹七エリア整備事業	419,870 ^{千円}	554,870 ^{千円}
		都市計画街路事業 (十日町双葉町線ほか1路線)	211,321	233,571
		霞城公園整備事業	17,818	43,318

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう長寿命化事業(坂巻跨線橋)	令和6年度から 令和10年度まで	千円 516,646
屋内運動場空調設備等整備事業	令和8年度	406,622

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
土 砂 災 害 対 策 事 業	千円 44,500	普通貸借 又は証券 発行	% 借入先との 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	千円 32,700	千円 36,900
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	594,300	782,200
地 方 道 路 等 整 備 事 業	725,900	731,000
市 街 地 整 備 事 業	319,500	387,000
都 市 計 画 街 路 事 業	158,300	185,400
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	218,000	241,700
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	137,500	544,500

議 第 3 号

令和 6 年度山形市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度山形市公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度山形市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主な建設改良事業		
汚水管渠建設事業	880,458千円	1,083,058千円
雨水管渠建設事業	1,020,411千円	1,140,411千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書「資本的支出額に対し不足する額3,126,661千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,218千円、過年度分損益勘定留保資金1,736,980千円及び当年度分損益勘定留保資金1,337,463千円で補てんするものとする。」を「資本的支出額に対し不足する額3,167,261千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額69,214千円、過年度分損益勘定留保資金1,736,980千円及び当年度分損益勘定留保資金1,361,067千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	6,348,402千円	282,000千円	6,630,402千円
第 1 項 企 業 債	3,654,100千円	130,100千円	3,784,200千円
第 2 項 補 助 金	789,125千円	151,900千円	941,025千円

支 出

第1款 資本的支出 9,475,063千円 322,600千円 9,797,663千円

第1項 建設改良費 2,561,712千円 322,600千円 2,884,312千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
公 共 下 水 道 事 業	1,324,300	1,454,400

令和7年2月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

令和 7 年 3 月

市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 7 年度予算関係)

山 形 市

議 第 4 号

令和 7 年度山形市一般会計予算

令和 7 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,508,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		37,757,001 千円
	1 市 民 税	17,145,983
	2 固 定 資 産 税	15,530,908
	3 軽 自 動 車 税	804,276
	4 市 た ば こ 税	1,475,308
	5 入 湯 税	52,350
	6 都 市 計 画 税	2,747,676
	7 旧 法 に よ る 税	500
2 地 方 譲 与 税		702,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	150,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	495,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	57,000
3 利 子 割 交 付 金		19,000
	1 利 子 割 交 付 金	19,000
4 配 当 割 交 付 金		105,000
	1 配 当 割 交 付 金	105,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		145,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	145,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		514,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	514,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		6,752,000 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	6,752,000
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		86,000
	1 環境性能割交付金	86,000
10 地方特例交付金		264,734
	1 地方特例交付金	261,000
	2 定額減税減収補填特例交付金	3,734
11 地方交付税		14,103,000
	1 地方交付税	14,103,000
12 交通安全対策特別交付金		36,000
	1 交通安全対策特別交付金	36,000
13 分担金及び負担金		843,495
	1 負担金	843,495
14 使用料及び手数料		1,478,835
	1 使用料	812,567
	2 手数料	666,268
15 国庫支出金		18,999,241
	1 国庫負担金	14,217,383
	2 国庫補助金	4,718,440
	3 委託金	63,418

款	項	金 額
16 県 支 出 金		8,055,889 ^{千円}
	1 県 負 担 金	4,881,381
	2 県 補 助 金	2,351,057
	3 委 託 金	823,451
17 財 産 収 入		338,149
	1 財 産 運 用 収 入	100,427
	2 財 産 売 払 収 入	237,722
18 寄 附 金		2,041,400
	1 寄 附 金	2,041,400
19 繰 入 金		2,123,665
	1 特 別 会 計 繰 入 金	405,682
	2 基 金 繰 入 金	1,717,983
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		6,141,991
	1 延滞金、加算金及び過料	48,885
	2 市 預 金 利 子	1,476
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,464,258
	4 受 託 事 業 収 入	214,747
	5 雑 入	2,412,625
22 市 債		4,398,600
	1 市 債	4,398,600
歳 入 合 計		105,508,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		670,711 千円
	1 議 会 費	670,711
2 総 務 費		10,614,478
	1 総 務 管 理 費	3,352,231
	2 徴 税 費	1,096,127
	3 戸籍住民基本台帳費	642,453
	4 選 挙 費	122,428
	5 統 計 調 査 費	167,337
	6 監 査 委 員 費	102,331
	7 企 画 費	2,088,346
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	2,974,164
	9 交 通 安 全 対 策 費	69,061
3 民 生 費		44,012,198
	1 社 会 福 祉 費	19,621,776
	2 児 童 福 祉 費	20,156,393
	3 生 活 保 護 費	4,069,587
	4 災 害 対 策 費	164,442
4 衛 生 費		8,133,360
	1 保 健 衛 生 費	3,938,220
	2 清 掃 費	3,842,767
	3 環 境 保 全 費	317,213
	4 上 水 道 費	35,160

款	項	金 額
5 労 働 費		486,906 ^{千円}
	1 労 働 福 祉 費	486,906
6 農 林 水 産 業 費		2,014,453
	1 農 業 費	1,660,975
	2 林 業 費	353,478
7 商 工 費		6,647,352
	1 商 工 費	6,575,356
	2 消 費 者 保 護 費	71,996
8 土 木 費		11,349,483
	1 土 木 管 理 費	452,145
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,437,127
	3 河 川 費	331,379
	4 都 市 計 画 費	3,358,835
	5 下 水 道 費	3,300,000
	6 住 宅 費	469,997
9 消 防 費		3,165,447
	1 消 防 費	3,165,447
10 教 育 費		9,310,469
	1 教 育 総 務 費	1,979,247
	2 小 学 校 費	1,843,936
	3 中 学 校 費	615,134
	4 高 等 学 校 費	1,443,945
	5 幼 稚 園 費	151,286

款	項	金 額
	6 社 会 教 育 費	1,173,632 ^{千円}
	7 保 健 体 育 費	2,103,289
11 災 害 復 旧 費		6,558
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,272
12 公 債 費		9,046,585
	1 公 債 費	9,046,585
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		105,508,000

第2表 債務負担行為

事 項		期 間	限 度 額
議会タブレット端末運用事業		令和8年度	千円 3,238
市公式ホームページ構築運用事業 (第 六 世 代)		令和7年度から 令和13年度まで	61,853
本庁舎高圧ケーブル等改修事業		令和8年度	17,006
市長車更新事業		令和7年度から 令和14年度まで	8,963
西部工業団地公園内 スポーツ施設整備事業 (工事監理委託)		令和8年度	3,080
防災情報DX化整備計画策定事業		令和7年度	5,000
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和 7年度	令和7年度から 令和14年度まで	融資総額6,280千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
第7次山形市農業振興基本計画 策 定 事 業		令和8年度	7,053
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和 7年度	令和7年度から 令和17年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利 子 補 給	令和 7年度	令和7年度から 令和12年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利 子 補 給	令和 7年度	令和7年度から 令和10年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利 子 補 給	令和 7年度	令和7年度から 令和14年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
災害・経営安定対策資金の 利 子 補 給	令和 7年度	令和7年度から 令和22年度まで	融資総額30,000千円の融資残高 に対して基準金利から貸付利率 を差し引いた割合で計算した利 子相当額
山形国際交流プラザ熱源設備 改 修 事 業		令和8年度	88,321
旧千歳館エリア・リノベーション事業		令和8年度	286,001
特定計量器定期検査事業		令和7年度から 令和8年度まで	1,847

事 項	期 間	限 度 額
道 路 維 持 補 修 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	千円 150,000
散 水 車 更 新 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	19,206
除 排 雪 等 経 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	350,000 (当初の想定を超える除排雪に要する額)
はしご付消防自動車整備事業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	280,000
市立小・中学校タブレット更新事業	令 和 7 年 度	111,207
大郷小学校防火シャッター等改修事業	令 和 8 年 度	13,658
出羽小学校屋内運動場等改築事業	令 和 8 年 度	603,687
西部公民館受変電設備改修事業	令 和 8 年 度	6,846

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域集会所等整備事業	千円 1,700	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	8,500			
庁 舎 整 備 事 業	52,100			
やまがたクリエイティブシ ティセンターQ1整備事業	28,100			
市民会館整備事業	151,700			
スポーツ施設整備事業	452,600			
公共施設除却事業	143,800			
障がい福祉施設整備 事業	6,100			
老人福祉施設整備事業	64,600			
福祉文化センター整備 事業	700			
保 育 施 設 整 備 事 業	21,700			
児 童 遊 園 整 備 事 業	24,600			
簡易給水施設整備事業	2,500			
山形テルサ整備事業	108,700			
農業生産基盤整備事業	40,000			
農村振興環境整備事業	1,900			
林 道 整 備 事 業	26,600			
公 有 林 整 備 事 業	1,500			
山形国際交流プラザ 整備事業	191,700			
観 光 施 設 整 備 事 業	103,200			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路橋りょう整備事業	513,800 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
地方道路等整備事業	588,700			
河 川 整 備 事 業	143,800			
市 街 地 整 備 事 業	436,300			
都市計画街路事業	101,000			
都市計画公園整備事業	257,600			
公営住宅整備事業	71,900			
消防施設整備事業	351,500			
義務教育施設整備事業	402,900			
公 民 館 整 備 事 業	98,800			
合 計	4,398,600			

議 第 5 号

令和 7 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		125,707栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,453千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,735m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,140,244千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	761,127千円
負 担 事 業	事 業 費	107,066千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水 道 事 業 収 益	6,465,852千円
第 1 項 営 業 収 益	5,862,358千円
第 2 項 営 業 外 収 益	603,494千円

支 出

第 1 款 水 道 事 業 費 用	5,964,491千円
第 1 項 営 業 費 用	5,579,548千円
第 2 項 営 業 外 費 用	351,584千円
第 3 項 特 別 損 失	3,359千円
第 4 項 予 備 費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,166,069千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額204,758千円、過年度分損益勘定留保資金4,718千円、建設改良積立金取崩額220,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,736,593千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,613,807千円
第1項 企業債	1,500,000千円
第2項 工事負担金	96,983千円
第3項 受託金	16,824千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,779,876千円
第1項 建設改良費	2,531,782千円
第2項 企業債償還金	1,216,894千円
第3項 投資	1,200千円
第4項 予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道営業等包括業務委託【変更契約分】	令和8年度から令和9年度まで	46,432 ^{千円}
水道管路更新事業【配水管工事・路面復旧工事】	令和8年度	150,000
浄配水施設耐震化事業【熊の前配水場移転に伴う配水場整備工事】	令和8年度から令和9年度まで	863,874
浄配水施設耐震化事業【熊の前配水場移転に伴う配水幹線整備工事（妙見寺第5工区）】	令和8年度	53,760
浄配水設備更新事業【浄配水施設中央監視制御装置更新及び機能増設工事】	令和8年度から令和9年度まで	855,780
浄配水設備更新事業【見崎浄水場他高圧電磁接触器等更新工事】	令和8年度	155,020

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業	千円 1,500,000	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(児童手当を除く) 1,267,691千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、39,060千円と定める。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 6 号

令和 7 年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		76,653戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		30,186千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		82,701m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	843,976千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	997,244千円
処理場及びポンプ場建設事業	事 業 費	367,247千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	7,981,348千円
第 1 項 営 業 収 益	5,222,557千円
第 2 項 営 業 外 収 益	2,758,791千円

支 出

第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	7,850,132千円
第 1 項 営 業 費 用	6,724,006千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1,092,554千円
第 3 項 特 別 損 失	3,572千円
第 4 項 予 備 費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,757,370千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,250千円、過年度分損益勘定留保資金1,477,002千円及び当年度分損益勘定留保資金1,232,118千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	6,418,765千円
第1項 企業債	3,875,000千円
第2項 補助金	589,661千円
第3項 負担金	1,954,104千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,176,135千円
第1項 建設改良費	2,335,266千円
第2項 企業債償還金	6,804,326千円
第3項 返還金	6,543千円
第4項 予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和7年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	1,263,300 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	106,400			
特定環境保全公共下水道事業	62,600			
資本費平準化債	2,200,000			
下水道事業債(特別措置分)	242,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 349,649千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800千円と定める。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議 第 7 号

令和 7 年度山形市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 7 年度山形市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		1,343戸
(2) 排 水 人 口		4,205人
(3) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	1,727千円
処理場及びポンプ場建設事業	事 業 費	23,821千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、地方公営企業法の財務規定の適用に要する経費に充てるため、公営企業会計適用債3,000千円を借り入れる。

収 入

第 1 款 農業集落排水事業収益	189,555千円
第 1 項 営 業 収 益	41,935千円
第 2 項 営 業 外 収 益	147,620千円

支 出

第 1 款 農業集落排水事業費用	189,419千円
第 1 項 営 業 費 用	177,018千円
第 2 項 営 業 外 費 用	9,400千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,394千円は、過年度分損益勘定留保資金1,863千円、当年度分損益勘定留保資金42,531千円及び繰越利益剰余金処分額2,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	66,427千円
第1項 企業債	11,100千円
第2項 補助金	55,327千円
支 出	
第1款 資本的支出	112,821千円
第1項 建設改良費	25,548千円
第2項 企業債償還金	86,273千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 11,100	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
公営企業会計適用債	3,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、85,127千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち2,000千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金 2,000千円

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 8 号

令和7年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	524床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	158,775人
	外	来	192,760人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
	入	院	435人
	外	来	790人
(4) 主要な建設改良事業			
	医療器械器具及び備品購入		400,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益		14,759,277千円
第1項 医 業 収 益		13,782,938千円
第2項 医 業 外 収 益		842,870千円
第3項 附 帯 事 業 収 入		133,469千円
支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用		14,758,590千円
第1項 医 業 費 用		14,538,044千円
第2項 医 業 外 費 用		67,077千円
第3項 附 帯 事 業 費 用		133,469千円
第4項 特 別 損 失		10,000千円
第5項 予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額445,101千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,092千円及び、過年度分損益勘定留保資金444,009千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	393,640千円
第1項 企業債	174,800千円
第2項 負担金	123,613千円
第3項 補助金	95,127千円
第4項 その他資本的収入	100千円
支 出	
第1款 資本的支出	838,741千円
第1項 建設改良費	600,514千円
第2項 企業債償還金	237,227千円
第3項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新病院整備基本設計業務	令和8年度	211,096 ^{千円}
新病院開院支援業務	令和8年度から令和13年度まで	185,000
新病院整備に係るコンストラクション・マネジメント業務	令和8年度から令和13年度まで	180,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器整備事業	150,000 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
新病院整備事業	24,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 (児童手当を除く) 8,257,145千円

(2) 交 際 費 764千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,684,762千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
医 療 機 器	放射線画像管理システム	一 式	購 入
医 療 機 器	乳房撮影装置	一 式	購 入
医 療 機 器	術中モニタリングシステム	一 式	購 入

令和7年2月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議 第 9 号

令和 7 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 7 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,331,532千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,042,854 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,042,854
2 使用料及び手数料		14
	1 手 数 料	14
3 国庫支出金		4,382
	1 国庫補助金	4,382
4 県支出金		15,684,423
	1 県補助金	15,684,423
5 財産収入		750
	1 財産運用収入	750
6 繰入金		1,544,604
	1 一般会計繰入金	1,422,842
	2 基金繰入金	121,762
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54,504
	1 延滞金、加算金及び過料	30,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	24,501
歳 入 合 計		21,331,532

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		332,454 千円
	1 総 務 管 理 費	305,942
	2 徴 税 費	25,812
	3 運 営 協 議 会 費	700
2 保 険 給 付 費		15,566,039
	1 療 養 諸 費	13,555,022
	2 高 額 療 養 費	1,956,930
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	39,017
	5 葬 祭 諸 費	15,000
	6 傷 病 手 当 金	60
3 国民健康保険事業費 納付金		5,130,170
	1 医 療 給 付 費 分	3,425,439
	2 後期高齢者支援金等分	1,310,369
	3 介 護 納 付 金 分	394,362
4 保 健 事 業 費		222,369
	1 特定健康診査等事業費	197,900
	2 保 健 事 業 費	24,469
5 諸 支 出 金		30,500
	1 償還金及び還付加算金	28,000
	2 貸 付 金	2,500
6 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		21,331,532

令和 7 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 7 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,406,265千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		3,433,526 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	3,433,526
2 使用料及び手数料		10
	1 手 数 料	10
3 繰 入 金		964,927
	1 繰 入 金	964,927
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		7,801
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	7,100
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		4,406,265

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		79,432 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	68,710
	2 徴 収 費	10,722
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		4,319,631
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	4,319,631
3 諸 支 出 金		7,102
	1 償還金及び還付加算金	7,100
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		4,406,265

令和 7 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 7 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,496,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		5,075,490 ^{千円}
	1 介 護 保 険 料	5,075,490
2 使用料及び手数料		617
	1 手 数 料	617
3 国 庫 支 出 金		5,588,191
	1 国 庫 負 担 金	4,125,723
	2 国 庫 補 助 金	1,462,468
4 支 払 基 金 交 付 金		6,150,500
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,150,500
5 県 支 出 金		3,170,498
	1 県 負 担 金	3,063,272
	2 県 補 助 金	107,226
6 財 産 収 入		1,825
	1 財 産 運 用 収 入	1,825
7 繰 入 金		3,508,913
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,388,325
	2 基 金 繰 入 金	120,588
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		139
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	100
	3 雑 入	38
歳 入 合 計		23,496,174

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		391,028 千円
	1 総 務 管 理 費	256,535
	2 徴 収 費	15,216
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	115,939
	4 趣 旨 普 及 費	3,338
2 保 険 給 付 費		22,119,992
	1 介 護 サービス等諸費	20,294,520
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	663,379
	3 そ の 他 諸 費	23,084
	4 高 額 介 護 サービス等費	521,209
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	83,635
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	534,165
3 地 域 支 援 事 業 費		788,536
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	617,783
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	37,763
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	130,155
	4 そ の 他 諸 費	2,835
4 保 健 福 祉 事 業 費		64,580
	1 保 健 福 祉 事 業 費	64,580
5 諸 支 出 金		127,038
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,918
	2 繰 出 金	120,120
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		23,496,174

議 第 12 号

令和 7 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 7 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,613千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月27日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		20,453 ^{千円}
	1 繰 入 金	20,453
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		13,959
	1 貸 付 金 元 利 収 入	13,958
	2 雑 入	1
4 市 債		22,200
	1 市 債	22,200
歳 入 合 計		56,613

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		13,869 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	9,253
	2 貸 付 金	4,616
2 諸 支 出 金		42,605
	1 償還金及び還付加算金	28,148
	2 繰 出 金	14,457
3 予 備 費		139
	1 予 備 費	139
歳 出 合 計		56,613

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	千円 22,200	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による。

令和 7 年度山形市財産区会計予算

令和 7 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,105千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		51 千円
	1 財産運用収入	49
	2 繰越金	2
2 関沢財産区収入		3,856
	1 財産運用収入	803
	2 繰入金	3,053
3 山寺下組財産区収入		30
	1 財産運用収入	30
4 その他の財産区収入		3,168
	1 財産運用収入	161
	2 繰入金	2,948
	3 繰越金	59
歳 入 合 計		7,105

歳 出

款	項	金 額
1 小 白 川 財 産 区 費		51 千円
	1 財 産 区 管 理 会 費	51
2 関 沢 財 産 区 費		3,856
	1 財 産 区 管 理 会 費	157
	2 財 産 管 理 費	3,699
3 山寺下組財産区費		30
	1 財 産 区 管 理 会 費	30
4 その他の財産区費		3,168
	1 財 産 管 理 費	3,168
歳 出 合 計		7,105

令和 7 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 7 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ557,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		552,257 ^{千円}
	1 使 用 料	552,257
2 繰 越 金		92
	1 繰 越 金	92
3 諸 収 入		5,581
	1 雑 入	5,581
歳 入 合 計		557,930

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		280,952 ^{千円}
	1 駐 車 場 管 理 費	280,952
2 公 債 費		5,775
	1 公 債 費	5,775
3 繰 出 金		271,103
	1 繰 出 金	271,103
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		557,930

令和 7 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 7 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ285,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		115,147 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	115,147
2 繰入金		83,975
	1 繰入金	83,975
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		86,627
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	56,627
歳入合計		285,750

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		247,909 ^{千円}
	1 総務管理費	247,909
2 公債費		36,841
	1 公債費	36,841
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		285,750

議第16号

市道路線の認定について

別紙市道路線認定調書のとおり市道に認定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

理 由

道路法第8条の規定により、市道に認定し、維持管理しようとするものである。

市 道 路 線 認 定 調 書

No. 1

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
4 3 8 4	落合 1 0 号線	山形市落合町字柿壇 1 4 5 - 1 山形市落合町字柿壇 1 4 5 - 4	
4 3 8 5	明神前 6 号線	山形市明神前 3 1 - 1 山形市大字沼木 6 1	
4 3 8 6	榎沢 1 4 号線	山形市大字上榎沢字水下 7 5 - 1 4 山形市大字上榎沢字水下 7 5 - 2 0	
4 3 8 7	南山形住宅 2 0 号線	山形市大字松原字腰巡 5 5 4 - 1 1 山形市大字松原字腰巡 5 5 4 - 1 5	
4 3 8 8	東志戸田住宅 4 号線	山形市東志戸田 2 1 3 2 - 1 山形市東志戸田 2 1 3 2 - 1 5	
4 3 8 9	吉原 5 1 号線	山形市吉原二丁目 5 2 9 - 5 山形市吉原二丁目 5 4 - 1 0	
4 3 9 0	浜崎 3 号線	山形市浜崎 3 5 - 8 山形市浜崎 4 8 - 3	
4 3 9 1	浜崎 4 号線	山形市浜崎 5 8 - 5 山形市浜崎 5 5 - 1 2	
4 3 9 2	浜崎 5 号線	山形市浜崎 5 8 - 6 山形市浜崎 5 5 - 6	
4 3 9 3	浜崎 6 号線	山形市浜崎 1 1 7 - 9 山形市浜崎 1 1 8 - 1	
4 3 9 4	浜崎 7 号線	山形市浜崎 1 1 7 - 1 5 山形市浜崎 1 1 8 - 2 8	
4 3 9 5	落合 1 1 号線	山形市落合町字二口 2 0 6 - 2 6 山形市落合町字二口 2 0 6 - 2 5	
4 3 9 6	沼木 3 号線	山形市大字沼木字車ノ前 7 6 2 - 9 山形市大字沼木字車ノ前 7 6 2 - 1 3	

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
4 3 9 7	楯山停車場南口線	山形市大字風間字豊岡 9 9 - 2 山形市大字風間字豊岡 9 7	
4 3 9 8	千歳駅東 3 号線	山形市平久保 1 8 1 山形市落合町 9 8 0 - 1	
4 3 9 9	新開住宅 1 6 号線	山形市新開三丁目 8 - 2 8 山形市新開三丁目 8 - 1 5	
4 4 0 0	南山形防災 3 号線	山形市大字黒沢字中川原 2 5 3 - 3 山形市大字松原字松原 4 7	
4 4 0 1	平田 2 号線	山形市平田 4 4 - 3 山形市平田 4 4 - 1	
9 1 4 5	御殿堰七日町歩道 2 号線	山形市七日町一丁目 4 7 2 - 1 山形市七日町一丁目 4 7 2 - 1	

議第17号

市道路線の変更について

別紙市道路線変更調書のとおり市道を変更する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

理 由

道路法第10条の規定により、市道を変更しようとするものである。

別紙

市 道 路 線 変 更 調 書

整理番号	新旧 の別	路 線 名	新旧 の別	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
2 7 5 5	旧	中部 3 号線	旧	山形市あかねヶ丘三丁目 1 7 - 4 山形市飯塚町字南台 1 1 2 0 - 1	
	新	中部 3 号線	新	山形市あかねヶ丘三丁目 1 7 - 4 山形市村木沢字向川原 4 6 5 5 - 3 4	

議第18号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和7年4月1日

3 契約の金額

金10,380,700円を上限とする額

4 契約の相手方

(1) 氏 名 小 関 悠 司

(2) 資 格 公認会計士

理 由

令和7年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求めようとするものである。

議第19号

和解について

新基幹システム構築業務における作業の遅延等により山形市に生じた損害の賠償について、次のとおり和解する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤 孝弘

1 和解の相手方

宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号

株式会社日立システムズ 東北支社

2 和解の要旨

- (1) 相手方は、山形市と締結した業務委託契約に基づき実施した新基幹システム構築業務における作業の遅延等により山形市に生じた損害の賠償として、金37,302,593円を山形市に支払う。
- (2) 山形市と相手方は、本件に関し、上記(1)に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

理 由

新基幹システム構築業務における作業の遅延等により生じた損害の賠償について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第20号

和解について

市民税賦課システム改修業務における改修作業の誤りにより山形市に生じた損害の賠償について、次のとおり和解する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤 孝弘

1 和解の相手方

宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号

株式会社日立システムズ 東北支社

2 和解の要旨

- (1) 相手方は、山形市と締結した業務委託契約に基づき実施した市民税賦課システム改修業務における改修作業の誤りにより山形市に生じた損害の賠償として、金836,266円を山形市に支払う。
- (2) 山形市と相手方は、本件に関し、上記(1)に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

理 由

市民税賦課システム改修業務における改修作業の誤りにより生じた損害の賠償について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第21号

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第20条）

第2章 乳児等通園支援事業（第21条―第27条）

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の

管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、山形市社会福祉審議会(山形市社会福祉審議会条例(平成30年市条例第54号)第1条に規定する山形市社会福祉審議会をいう。)の意見を聴いて、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超える設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に関り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法に

より行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合にあつては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(i) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）第38条に規定する規則で定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準
(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年市条例第2号)に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年市条例第73号)に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第18号)に定める基準
(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。
この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

議第 2 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 第 4 号及び第 5 号、第 1 2 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 1 4 条第 2 項第 4 号ただし書中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和 3 8 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 8 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 9 条第 1 項第 1 号並びに第 2 1 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 山形市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 8 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山形市情報公開条例の一部改正)

第 4 条 山形市情報公開条例（平成 9 年市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第36条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(山形市消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 山形市消防団の設置等に関する条例（平成18年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第19条第4号及び第5号、第20条第1項第1号及び第2項第1号並びに第23条第2項第4号ただし書中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山形市行政不服審査条例の一部改正)

第7条 山形市行政不服審査条例（平成28年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(山形市屋外広告物条例の一部改正)

第8条 山形市屋外広告物条例（平成30年市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第51条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(山形市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第9条 山形市公設地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第5号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(山形市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 山形市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることと

され、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第１２条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第２項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- ６ 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例第１７条第１項及び第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２１条第３項及び第４項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ７ 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪

につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の山形市一般職の職員の給与に関する条例第28条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

理 由

刑法等の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第 23 号

栄養士法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

栄養士法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

栄養士法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 18 号）第 17 条第 1 項第 2 号
- (2) 山形市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年市条例第 56 号）第 14 条第 1 項第 6 号及び第 23 条第 1 項第 6 号
- (3) 山形市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年市条例第 57 号）第 138 条第 1 項ただし書及び第 4 号、第 175 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 182 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号
- (4) 山形市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 30 年市条例第 58 号）第 96 条第 1 項ただし書及び第 4 号、第 136 条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第 143 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号
- (5) 山形市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年市条例第 66 号）第 46 条第 4 項
- (6) 山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年市条例第 67 号）第 92 条第 4 項
- (7) 山形市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年市条例第 68 号）第 37 条第 5 項

- (8) 山形市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年市条例第69号）第43条第5項
- (9) 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第72号）第35条第2号
- (10) 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年市条例第2号）第7条第4項第1号イ
- (11) 山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年市条例第1号）第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書
（山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 山形市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第153条第8項第4号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第6条第1項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 山形市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 山形市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市

条例第65号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第46条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

栄養士法等の改正に伴い、福祉施設等における栄養士の配置基準等について規定の整備をしようとするものである。

議第24号

山形市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

山形市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山形市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山形市一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条の4第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、60歳)に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(第14条第3項において「行8級職員等」という。)

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその

職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）」を「行8級職員等」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第18条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項第1号中「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、「の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」

という。）」に改め、同条第4項中「規則で定める職員であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第18条の3第3項中「国又は他の地方公共団体の職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改める。

第27条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第32条の2中「、第14条から第17条まで、第30条及び第31条」を「及び第14条」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600	414,500	465,300
	2	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400	416,400	470,900
	3	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000	418,300	476,000

短時間勤務職員以外の職員	4	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600	420,200	480,700
	5	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200	422,000	484,800
	6	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100	423,900	488,400
	7	193,100	242,700	275,400	311,400	336,800	370,600	425,700	491,400
	8	194,700	244,300	276,400	312,600	338,500	372,200	427,500	493,900
	9	196,400	245,800	277,500	313,800	340,100	373,600	429,100	496,000
	10	198,200	247,200	278,500	315,400	341,800	375,200	430,600	
	11	199,800	248,600	279,500	317,100	343,600	376,900	432,200	
	12	201,400	250,100	280,600	318,700	345,200	378,400	433,700	
	13	203,200	251,300	281,600	320,200	346,700	380,300	435,300	
	14	204,900	252,500	282,900	321,800	348,300	382,200	436,600	
	15	206,600	253,700	284,200	323,500	350,000	384,200	437,900	
	16	208,400	254,900	285,500	325,100	351,500	386,000	439,100	
	17	209,800	256,000	286,800	326,600	352,900	387,600	440,300	
	18	211,400	257,200	288,100	328,300	354,600	389,400	441,600	
	19	213,000	258,300	289,300	330,000	356,300	391,100	442,900	
	20	214,500	259,400	290,600	331,600	357,900	392,700	444,200	
	21	216,200	260,400	291,700	333,000	359,100	394,500	445,400	
	22	217,800	261,400	292,900	334,700	360,600	395,900	446,200	
	23	219,500	262,400	294,200	336,500	362,100	397,300	447,000	
	24	221,200	263,400	295,500	338,100	363,700	398,700	447,800	
	25	222,900	264,500	296,900	339,300	365,400	400,100	448,400	
	26	224,700	265,400	297,900	341,200	367,200	401,300	449,100	
	27	226,200	266,300	298,900	343,000	368,900	402,500	449,700	
	28	227,800	267,200	300,000	344,600	370,700	403,600	450,300	
	29	229,100	268,000	301,100	346,100	372,100	404,700	451,000	
	30	230,200	268,800	302,300	347,700	373,400	405,900	451,800	
	31	231,400	269,600	303,500	349,400	374,700	407,100	452,200	
	32	232,500	270,500	304,700	351,000	376,100	408,200	452,900	
	33	233,600	271,200	305,900	352,700	377,200	408,900	453,400	
	34	234,700	272,000	307,200	354,600	378,100	409,600	453,800	
	35	235,800	272,800	308,500	356,400	379,100	410,300	454,200	
	36	236,900	273,500	309,900	358,200	380,200	411,000	454,600	
	37	238,100	274,200	311,200	359,700	381,000	411,600	455,000	
	38	239,100	275,000	312,500	361,100	382,000	412,200	455,400	
	39	240,100	275,800	313,800	362,600	382,900	412,700	455,800	
	40	241,000	276,500	315,100	364,000	383,700	413,100	456,200	
	41	241,900	277,300	316,500	365,500	384,500	413,500	456,500	
	42	242,800	278,100	317,800	366,300	385,300	413,700	456,900	
	43	243,600	278,900	319,100	367,400	386,100	414,000	457,200	

44	244,500	279,600	320,200	368,400	386,800	414,300	457,500
45	245,200	280,300	321,100	369,300	387,500	414,600	457,800
46	245,800	281,000	322,400	370,400	388,200	414,900	
47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200	
48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500	
49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800	
50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100	
51	248,800	284,600	328,800	374,600	391,400	416,400	
52	249,300	285,300	330,100	375,200	392,100	416,700	
53	249,800	285,900	331,400	375,600	392,500	416,900	
54	250,200	286,600	332,500	376,200	393,100	417,200	
55	250,600	287,200	333,600	377,000	393,700	417,500	
56	250,900	287,900	334,700	377,700	394,300	417,800	
57	251,200	288,500	335,400	378,000	394,700	418,000	
58	251,500	289,200	336,300	378,700	395,300	418,300	
59	251,800	289,800	337,100	379,400	395,900	418,600	
60	252,100	290,600	337,900	380,000	396,400	418,800	
61	252,400	291,200	338,700	380,300	396,800	419,000	
62	252,700	291,900	339,100	380,800	397,400	419,300	
63	253,000	292,500	339,700	381,500	397,900	419,600	
64	253,300	293,000	340,500	382,100	398,400	419,800	
65	253,600	293,500	341,300	382,400	398,700	420,000	
66	253,900	294,100	342,000	383,000	399,100	420,300	
67	254,200	294,600	342,700	383,700	399,500	420,600	
68	254,500	295,200	343,300	384,300	399,900	420,800	
69	254,800	295,700	343,800	384,700	400,200	421,000	
70	255,100	296,200	344,400	385,200	400,500	421,300	
71	255,400	296,900	344,900	385,800	400,800	421,600	
72	255,700	297,500	345,500	386,300	401,000	421,800	
73	256,000	298,000	345,800	386,800	401,200	422,000	
74	256,300	298,500	346,300	387,400	401,600		
75	256,600	298,900	346,700	387,900	401,900		
76	256,900	299,300	347,100	388,200	402,100		
77	257,300	299,400	347,500	388,600	402,300		
78	257,600	299,700	348,000	389,200	402,600		
79	257,900	299,900	348,500	389,600	402,900		
80	258,200	300,200	349,000	390,000	403,100		
81	258,500	300,400	349,300	390,400	403,300		
82	258,800	300,600	349,700	390,900	403,600		
83	259,100	300,900	350,200	391,300	403,900		

84	259,400	301,100	350,600	391,700	404,100				
85	259,700	301,400	350,900	392,000	404,300				
86	260,000	301,700	351,300						
87	260,300	302,000	351,700						
88	260,600	302,300	352,100						
89	260,900	302,600	352,300						
90	261,200	303,000	352,700						
91	261,500	303,300	353,200						
92	261,800	303,700	353,600						
93	262,100	303,800	353,700						
94		304,000	354,200						
95		304,400	354,600						
96		304,800	354,900						
97		305,000	355,200						
98		305,300	355,600						
99		305,700	356,000						
100		306,100	356,400						
101		306,300	356,900						
102		306,600	357,300						
103		306,900	357,700						
104		307,200	358,100						
105		307,400	358,600						
106		307,700	359,000						
107		308,000	359,300						
108		308,300	359,600						
109		308,500	360,100						
110		308,900							
111		309,400							
112		309,700							
113		309,800							
114		310,100							
115		310,400							
116		310,800							
117		311,000							
118		311,200							
119		311,500							
120		311,800							
121		312,200							
122		312,400							
123		312,700							

	124		313,000						
	125		313,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500	368,200	402,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	201,700	249,700	382,600	458,800
	2	204,100	251,500	384,100	460,600
	3	206,400	252,900	385,500	462,500
	4	208,700	254,500	386,900	464,300
	5	211,000	255,900	388,300	466,000
	6	213,300	257,200	389,900	467,700
	7	215,600	258,400	391,400	469,600
	8	217,800	259,600	392,800	471,300
	9	220,200	261,000	394,100	473,000
	10	222,400	262,200	395,700	474,700
	11	224,600	263,500	397,200	476,200
	12	226,800	264,900	398,700	477,700
	13	229,200	266,200	400,100	479,200
	14	231,300	268,100	401,600	480,500
	15	233,500	269,900	403,200	481,900
	16	235,600	271,800	404,700	483,200
	17	237,900	273,500	406,100	484,400
	18	240,000	275,700	407,700	485,100
	19	242,000	278,000	409,300	485,800
	20	244,000	280,200	410,900	486,500
	21	245,700	282,400	412,100	487,100
	22	247,000	284,700	413,500	

23	248,300	286,900	414,900
24	249,600	289,000	416,300
25	250,900	291,000	417,900
26	252,100	292,900	419,300
27	253,300	294,800	420,600
28	254,500	296,700	422,000
29	255,600	298,500	423,500
30	256,800	300,400	424,800
31	258,100	302,200	426,300
32	259,300	304,000	427,800
33	260,400	305,700	429,500
34	261,700	307,500	430,900
35	263,000	309,200	432,500
36	264,400	310,900	434,000
37	265,800	312,500	435,800
38	267,200	314,200	437,300
39	268,500	316,000	438,900
40	269,800	317,700	440,600
41	271,200	319,100	442,100
42	272,200	321,000	443,600
43	273,200	322,900	444,800
44	274,100	324,600	446,000
45	274,800	326,300	447,200
46	275,600	328,200	448,500
47	276,400	330,000	449,800
48	277,300	331,700	451,000
49	278,100	333,400	452,100
50	278,900	335,200	453,300
51	279,600	337,100	454,500
52	280,400	338,800	455,700
53	281,200	340,500	457,000
54	282,000	341,800	458,200
55	282,800	343,200	459,400
56	283,700	344,500	460,700
57	284,400	346,000	461,800
58	285,000	347,600	462,400
59	285,800	349,200	462,900
60	286,700	350,800	463,400
61	287,500	352,300	463,900
62	288,100	353,900	

	63	288,900	355,500	
	64	289,600	357,100	
	65	290,700	358,600	
	66	291,500	360,200	
	67	292,300	361,800	
	68	293,000	363,400	
	69	293,700	364,900	
	70	294,500	366,500	
	71	295,300	368,100	
	72	296,000	369,700	
	73	296,800	371,200	
	74	297,500	372,800	
	75	298,200	374,400	
	76	298,800	376,000	
	77	299,400	377,500	
	78	300,100	378,900	
	79	300,800	380,300	
	80	301,400	381,600	
	81	302,000	383,000	
	82	302,700	384,400	
	83	303,500	385,800	
	84	304,200	387,200	
	85	304,900	388,200	
	86	305,700	389,600	
	87	306,400	391,000	
	88	307,100	392,300	
	89	307,800	393,500	
	90	308,700	394,800	
	91	309,500	395,900	
	92	310,400	397,100	
	93	310,900	398,400	
	94	311,700	399,500	
	95	312,500	400,700	
	96	313,300	401,900	
	97	314,000	403,400	
	98	314,800	404,400	
	99	315,600	405,400	
	100	316,400	406,500	
	101	317,200	407,400	
	102	318,100	408,400	

	103	319,000	409,400	
	104	319,800	410,600	
	105	320,300	411,300	
	106	321,200	412,200	
	107	322,000	413,100	
	108	322,900	414,000	
	109	323,600	414,800	
	110	324,000	415,700	
	111	324,400	416,500	
	112	324,900	417,300	
	113	325,400	417,900	
	114	325,800	418,600	
	115	326,300	419,300	
	116	326,700	420,000	
	117	327,300	420,600	
	118	327,800	421,100	
	119	328,200	421,500	
	120	328,700	421,900	
	121	329,200	422,200	
	122	329,600	422,500	
	123	330,000	422,800	
	124	330,600	423,000	
	125	331,200	423,200	
	126	331,500	423,500	
	127	331,800	423,800	
	128	332,100	424,000	
	129	332,300	424,200	
	130	332,600	424,500	
	131	332,900	424,800	
	132	333,100	425,000	
	133	333,300	425,200	
	134	333,500	425,500	
	135	333,700	425,800	
	136	334,000	426,000	
	137	334,300	426,200	
	138	334,500	426,500	
	139	334,900	426,800	
	140	335,200	427,000	
	141	335,400	427,200	
	142	335,600	427,500	

	143	335,900	427,800		
	144	336,100	428,000		
	145	336,400	428,200		
	146	336,600			
	147	336,900			
	148	337,200			
	149	337,400			
	150	337,600			
	151	337,900			
	152	338,200			
	153	338,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		242,100	283,400	341,700	428,400

備考 この表は、教育委員会に勤務する主任指導主事及び指導主事のうち、教育職給料表

(2) の適用を受けない者に適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	特 1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	223,300	324,600	354,000
	2	225,700	326,400	355,500
	3	228,100	328,200	357,100
	4	230,600	330,000	358,600
	5	233,000	331,600	360,000
	6	235,500	333,500	361,400
	7	237,900	335,400	362,900
	8	240,400	337,400	364,300
	9	243,000	339,200	365,700
	10	244,600	341,200	367,000
	11	246,300	343,100	368,300
	12	248,000	344,900	369,700
	13	249,700	346,600	370,900
	14	251,500	348,300	372,200
	15	252,900	350,000	373,400
	16	254,500	351,600	374,600
	17	255,900	353,200	375,900
	18	257,200	354,500	377,100
	19	258,400	355,800	378,300

	20	259,600	357,000	379,400
	21	261,000	358,300	380,500
	22	262,200	359,700	381,700
	23	263,500	361,100	383,000
	24	264,900	362,500	384,100
	25	266,200	363,800	385,200
	26	268,100	365,200	386,400
	27	269,900	366,600	387,600
	28	271,800	367,900	388,800
	29	273,500	369,300	389,900
	30	275,700	370,700	391,100
	31	278,000	372,000	392,300
	32	280,200	373,300	393,400
	33	282,400	374,600	394,500
	34	284,700	375,900	395,800
	35	286,900	377,100	397,000
	36	289,000	378,300	398,200
	37	291,000	379,500	399,400
	38	292,900	380,700	400,700
	39	294,800	381,900	402,000
	40	296,700	383,200	403,200
	41	298,500	384,300	404,400
	42	300,400	385,500	405,700
	43	302,200	386,700	406,700
	44	304,000	387,900	407,800
	45	305,700	389,100	409,100
	46	307,500	390,400	410,300
	47	309,200	391,700	411,500
	48	310,900	392,900	412,700
	49	312,500	393,800	413,800
	50	314,200	395,000	414,800
	51	316,000	396,100	416,200
	52	317,700	397,200	417,400
	53	319,100	398,000	418,600
	54	321,000	399,100	419,700
	55	322,900	400,100	420,800
	56	324,600	401,100	421,900
	57	326,300	402,200	423,000
	58	328,200	403,300	424,200
	59	330,000	404,400	425,400

	60	331,700	405,500	426,600
	61	333,400	406,500	427,200
	62	335,200	407,600	428,000
	63	337,100	408,700	428,700
	64	338,800	409,800	429,200
	65	340,500	410,700	429,500
	66	341,800	411,600	429,900
	67	343,200	412,600	430,300
	68	344,500	413,600	430,700
	69	346,000	414,400	431,000
	70	347,500	415,300	431,400
	71	349,000	416,000	431,700
	72	350,600	416,800	432,000
	73	352,000	417,500	432,300
	74	353,500	418,100	432,700
	75	355,000	418,800	433,000
	76	356,600	419,500	433,300
	77	358,000	420,100	433,600
	78	359,500	420,800	433,900
	79	361,000	421,300	434,200
	80	362,600	422,000	434,400
	81	364,000	422,400	434,600
	82	365,300	422,800	
	83	366,600	423,100	
	84	367,800	423,400	
	85	369,100	423,600	
	86	370,300	423,900	
	87	371,500	424,200	
	88	372,600	424,400	
	89	373,700	424,600	
	90	374,800	424,900	
	91	376,000	425,200	
	92	377,100	425,400	
	93	378,200	425,600	
	94	379,400	425,900	
	95	380,500	426,200	
	96	381,600	426,400	
	97	382,700	426,600	
	98	383,700	426,900	
	99	384,600	427,200	

	100	385,500	427,400	
	101	386,300	427,600	
	102	387,300	427,900	
	103	388,300	428,200	
	104	389,200	428,400	
	105	390,000	428,600	
	106	390,900		
	107	391,800		
	108	392,700		
	109	393,500		
	110	394,500		
	111	395,500		
	112	396,400		
	113	397,000		
	114	397,900		
	115	398,800		
	116	399,700		
	117	400,500		
	118	401,200		
	119	402,100		
	120	402,900		
	121	403,500		
	122	404,200		
	123	404,900		
	124	405,500		
	125	406,100		
	126	406,800		
	127	407,300		
	128	407,900		
	129	408,600		
	130	409,200		
	131	409,700		
	132	410,200		
	133	410,500		
	134	410,800		
	135	411,100		
	136	411,400		
	137	411,700		
	138	412,000		
	139	412,300		

	140	412,600		
	141	412,900		
	142	413,200		
	143	413,500		
	144	413,800		
	145	414,100		
	146	414,400		
	147	414,700		
	148	414,900		
	149	415,100		
	150	415,400		
	151	415,700		
	152	415,900		
	153	416,100		
	154	416,400		
	155	416,700		
	156	416,900		
	157	417,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		280,200	308,000	335,000

備考 この表は、教育委員会に勤務する主任指導主事及び指導主事のうち、規則で定める者以外の者に適用する。

別表第3（第6条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200

	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	

	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員のうち、規則で定める者に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,300	230,500	267,000	286,100	319,800	366,200	421,300
	2	192,500	231,800	267,800	286,900	321,200	367,900	423,200
	3	194,600	233,100	268,600	287,700	322,600	369,600	425,200
	4	196,700	234,500	269,400	288,400	324,100	371,200	427,000
	5	198,800	235,700	270,300	289,100	325,500	372,800	428,800
	6	200,800	236,800	271,100	289,900	327,100	374,400	430,400
	7	202,900	237,800	271,900	290,600	328,600	376,100	432,100
	8	204,800	238,800	272,700	291,400	330,200	377,700	433,600
	9	206,700	239,800	273,500	292,200	331,700	379,300	435,100
	10	208,600	241,000	274,300	293,000	333,300	381,300	436,500
	11	210,600	242,400	275,100	293,800	334,800	383,400	437,800
	12	212,800	243,500	275,900	294,500	336,400	385,400	439,100
	13	214,500	245,000	276,800	295,200	337,900	386,800	440,500
	14	216,600	246,300	277,600	296,300	339,500	388,500	441,700
	15	218,800	247,400	278,400	297,500	341,000	390,300	442,900
	16	220,900	249,000	279,200	298,700	342,600	392,000	444,000
	17	223,100	250,500	280,000	299,900	344,100	393,800	445,200
	18	224,700	251,900	280,800	301,100	345,700	395,300	446,300
	19	226,200	253,100	281,600	302,300	347,300	396,800	447,500
	20	227,300	254,300	282,400	303,600	348,800	398,300	448,800
	21	228,400	255,400	283,300	304,800	350,200	399,600	449,900
	22	229,300	256,300	284,200	306,000	351,700	400,900	450,700
	23	230,200	257,200	285,100	307,200	353,200	402,200	451,100
	24	231,200	258,000	285,900	308,400	354,700	403,400	451,800
	25	232,100	258,800	286,700	309,700	356,300	404,500	452,300
	26	233,000	259,600	287,600	310,900	357,800	405,600	452,700
	27	233,900	260,400	288,500	312,000	359,300	406,800	453,100
	28	234,800	261,200	289,300	313,200	360,700	407,900	453,500
	29	235,700	262,000	290,200	314,500	362,100	408,700	453,900
	30	236,600	262,800	291,300	315,700	363,800	409,500	454,300
	31	237,600	263,700	292,300	317,000	365,300	410,300	454,700
	32	238,500	264,500	293,300	318,200	366,900	411,100	455,000
	33	239,300	265,300	294,300	319,400	368,100	411,500	455,300
	34	240,100	266,100	295,400	320,500	369,200	412,100	455,700

35	240,900	266,800	296,500	321,700	370,400	412,600	456,100
36	241,700	267,600	297,500	323,000	371,500	413,000	456,400
37	242,500	268,500	298,500	324,200	372,500	413,400	456,700
38	243,300	269,300	299,500	325,500	373,300	413,600	
39	244,200	270,100	300,500	326,800	374,300	413,900	
40	245,000	271,000	301,500	328,000	375,400	414,200	
41	245,600	271,800	302,500	328,900	376,400	414,500	
42	246,200	272,600	303,800	330,200	377,500	414,800	
43	246,800	273,400	304,900	331,400	378,500	415,100	
44	247,300	274,200	306,000	332,600	379,400	415,400	
45	247,800	274,900	307,100	333,700	380,200	415,700	
46	248,400	275,700	308,200	334,700	381,000	416,000	
47	248,900	276,500	309,300	335,700	381,900	416,300	
48	249,300	277,400	310,500	336,700	382,800	416,600	
49	249,700	278,100	311,600	337,600	383,300	416,800	
50	250,200	278,900	312,700	338,600	384,100	417,100	
51	250,800	279,600	313,800	339,600	384,900	417,400	
52	251,300	280,300	314,900	340,500	385,700	417,700	
53	251,600	281,000	315,900	341,000	386,100	417,900	
54	251,900	281,700	317,000	341,900	386,800		
55	252,200	282,400	318,000	342,700	387,500		
56	252,500	283,100	319,000	343,600	388,100		
57	252,800	283,900	320,000	344,300	388,500		
58	253,100	284,600	321,000	344,600	389,100		
59	253,400	285,300	322,000	345,100	389,700		
60	253,700	285,900	323,000	345,700	390,300		
61	254,000	286,500	323,900	346,300	390,700		
62	254,300	287,200	324,700	347,000	391,200		
63	254,600	287,900	325,400	347,700	391,700		
64	254,900	288,500	326,100	348,300	392,200		
65	255,200	289,100	326,700	349,000	392,800		
66	255,500	289,800	327,400	349,500	393,300		
67	255,800	290,600	328,000	350,100	393,900		
68	256,100	291,200	328,600	350,700	394,500		
69	256,400	291,800	329,200	351,000	395,000		
70	256,700	292,500	329,400	351,700	395,500		
71	257,100	293,200	329,900	352,200	396,000		
72	257,300	293,800	330,500	352,700	396,500		
73	257,500	294,400	331,100	353,200	396,800		
74	257,800	294,900	331,600	353,700	397,400		

	75	258,100	295,300	332,100	354,200	397,800		
	76	258,300	295,700	332,500	354,600	398,200		
	77	258,500	296,100	333,100	354,900	398,600		
	78	258,800	296,400	333,600	355,200			
	79	259,100	296,800	334,000	355,500			
	80	259,300	297,100	334,500	355,800			
	81	259,500	297,400	335,000	356,300			
	82	259,800	297,700	335,400	356,600			
	83	260,100	298,000	335,600	356,900			
	84	260,300	298,300	335,900	357,200			
	85	260,500	298,500	336,300	357,600			
	86		298,700	336,700	357,900			
	87		298,900	337,100	358,200			
	88		299,100	337,400	358,500			
	89		299,500	337,700	358,900			
	90		299,700	337,900	359,200			
	91		299,900	338,300	359,500			
	92		300,100	338,600	359,800			
	93		300,500	338,800	360,100			
	94		300,700	339,100	360,500			
	95		300,900	339,400	360,900			
	96		301,200	339,700	361,300			
	97		301,500	339,900	361,800			
	98		301,700	340,200	362,200			
	99		301,900	340,500	362,600			
	100		302,200	340,700	363,000			
	101		302,500	340,800	363,500			
	102		302,700	341,100				
	103		302,900	341,500				
	104		303,200	341,700				
	105		303,500	341,900				
	106			342,300				
	107			342,700				
	108			343,100				
	109			343,300				
定年前再任用短		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		195,900	222,900	251,900	265,700	291,700	333,400	376,700

時間勤務職員								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、薬剤師、獣医師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師及び臨床検査技師並びにその他の医療技術職員である職員のうち、規則で定める者に適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	１	209,600	243,300	286,100	299,700	324,200	367,500
	２	211,500	245,600	286,600	300,300	325,200	369,300
	３	213,300	247,800	287,100	300,900	326,200	371,000
	４	215,000	250,100	287,600	301,400	327,200	372,700
	５	216,700	252,300	288,100	301,900	328,200	374,500
	６	218,600	253,400	288,600	302,400	329,500	376,500
	７	220,500	254,300	289,100	303,200	330,700	378,600
	８	222,200	255,400	289,600	303,700	331,900	380,700
	９	224,000	256,500	290,200	304,200	333,000	382,400
	10	226,100	257,700	290,700	304,800	334,200	384,500
	11	228,000	258,800	291,200	305,400	335,300	386,700
	12	230,100	260,100	291,700	305,900	336,500	388,700
	13	232,100	261,100	292,200	306,400	337,600	390,600
	14	234,100	261,800	292,700	307,100	338,800	392,200
	15	236,300	262,500	293,200	307,800	339,900	394,100
	16	238,300	263,400	293,700	308,500	341,000	395,900
	17	240,500	264,600	294,200	309,200	342,100	397,600
	18	242,600	265,700	294,700	310,200	343,400	399,300
	19	244,700	266,800	295,200	311,100	344,500	401,200
	20	246,800	267,900	295,700	312,000	345,600	403,000
	21	248,900	269,000	296,200	312,800	346,700	404,700
	22	250,700	270,100	296,800	313,700	347,900	406,400
	23	251,900	271,300	297,300	314,600	349,000	408,200
	24	253,000	272,400	297,800	315,500	350,200	409,900
	25	254,100	273,400	298,300	316,400	351,300	411,600
	26	255,000	274,500	298,900	317,300	352,600	413,300
	27	255,900	275,600	299,700	318,200	353,900	415,200
	28	256,800	276,600	300,500	319,100	355,200	417,000

29	257,700	277,700	301,200	319,900	356,500	418,500
30	258,500	278,400	302,000	321,000	358,000	420,000
31	259,200	279,100	302,800	322,100	359,500	421,500
32	259,900	279,800	303,700	323,300	361,000	422,900
33	260,700	280,500	304,400	324,400	362,200	424,000
34	261,500	281,100	305,200	325,500	363,700	425,100
35	262,300	281,600	306,000	326,600	365,200	426,200
36	263,000	282,100	306,700	327,700	366,600	427,500
37	263,800	282,600	307,500	328,800	368,100	428,800
38	264,700	283,200	308,300	330,100	369,100	429,900
39	265,600	283,800	309,100	331,200	370,500	431,100
40	266,400	284,300	310,000	332,300	371,800	432,200
41	267,200	284,700	310,700	333,100	373,100	433,400
42	268,100	285,200	311,700	334,200	374,500	434,400
43	268,900	285,700	312,700	335,300	375,800	435,500
44	269,700	286,200	313,600	336,400	377,200	436,600
45	270,600	286,700	314,500	337,400	378,700	437,700
46	271,300	287,200	315,500	338,400	379,900	438,200
47	272,000	287,700	316,600	339,400	381,100	438,800
48	272,600	288,200	317,500	340,400	382,300	439,200
49	273,200	288,700	318,400	341,700	383,400	439,800
50	273,700	289,200	319,400	343,000	384,300	440,300
51	274,200	289,700	320,400	344,200	385,300	440,700
52	274,600	290,300	321,400	345,400	386,200	441,200
53	275,000	290,800	322,200	346,300	386,800	441,800
54	275,500	291,300	323,300	347,500	387,600	442,200
55	276,000	291,800	324,300	348,700	388,400	442,500
56	276,400	292,300	325,200	350,000	389,300	442,800
57	276,900	292,800	326,100	351,000	389,900	443,200
58	277,300	293,600	327,100	351,900	390,600	
59	277,700	294,400	328,100	353,000	391,400	
60	278,100	295,100	329,000	354,200	392,000	
61	278,500	295,800	330,000	355,300	392,600	
62	278,900	296,800	331,200	356,600	393,300	
63	279,300	297,700	332,400	357,800	394,000	
64	279,700	298,500	333,600	358,800	394,600	
65	280,100	299,300	334,300	359,800	395,300	
66	280,500	300,200	335,500	360,800	395,800	
67	280,900	301,000	336,600	361,900	396,400	
68	281,300	301,800	337,500	363,000	396,900	

69	281,700	302,600	338,600	363,800	397,300
70	282,200	303,600	339,300	365,000	397,900
71	282,700	304,500	340,400	366,100	398,400
72	283,100	305,400	341,600	367,200	398,700
73	283,600	306,300	342,700	367,900	399,000
74	284,200	307,200	343,900	368,700	399,500
75	284,800	308,100	345,000	369,500	399,900
76	285,300	309,000	346,100	370,200	400,200
77	285,800	309,900	347,200	370,700	400,500
78	286,400	310,900	348,400	371,200	401,000
79	287,000	311,900	349,400	371,800	401,600
80	287,500	312,800	350,500	372,300	402,000
81	288,000	313,300	351,400	372,900	402,300
82	288,500	314,200	352,400	373,400	402,700
83	289,000	315,100	353,300	373,900	403,200
84	289,500	315,900	354,300	374,400	403,600
85	290,100	316,800	355,300	374,800	404,000
86	290,600	317,800	356,100	375,200	
87	291,100	318,800	356,900	375,800	
88	291,600	319,800	357,700	376,400	
89	292,100	320,700	358,200	376,700	
90	292,600	321,800	358,800	377,200	
91	293,100	322,800	359,500	377,600	
92	293,600	323,900	360,100	377,900	
93	294,100	324,700	360,500	378,500	
94	294,700	325,400	360,900	379,000	
95	295,300	326,100	361,400	379,500	
96	295,900	326,700	361,800	380,000	
97	296,600	327,200	362,300	380,600	
98	297,100	327,500	362,700	381,100	
99	297,600	328,100	363,200	381,600	
100	298,100	328,700	363,600	382,000	
101	298,600	329,100	364,000	382,600	
102	299,100	329,700	364,500	383,100	
103	299,600	330,300	364,900	383,600	
104	300,000	330,900	365,200	384,100	
105	300,400	331,300	365,700	384,700	
106	300,900	331,800	366,200	385,200	
107	301,400	332,300	366,700	385,700	
108	301,700	332,800	367,200	386,200	

109	301,900	333,200	367,700	386,800
110	302,200	333,600	368,200	
111	302,400	333,900	368,700	
112	302,800	334,200	369,100	
113	303,000	334,500	369,500	
114	303,200	334,900	369,900	
115	303,600	335,300	370,400	
116	303,800	335,600	370,900	
117	304,100	335,700	371,300	
118	304,400	336,000	371,800	
119	304,700	336,400	372,300	
120	305,000	336,600	372,800	
121	305,300	336,800	373,100	
122	305,700	337,100		
123	306,000	337,400		
124	306,300	337,700		
125	306,500	337,900		
126	306,700	338,200		
127	307,000	338,600		
128	307,400	338,800		
129	307,600	338,900		
130	307,900	339,200		
131	308,300	339,600		
132	308,700	339,900		
133	308,800	340,200		
134	309,100	340,600		
135	309,600	341,000		
136	309,900	341,400		
137	310,100	341,700		
138	310,400	342,100		
139	310,700	342,500		
140	311,000	342,900		
141	311,200	343,200		
142	311,600	343,600		
143	312,000	343,900		
144	312,300	344,300		
145	312,400	344,600		
146	312,700	345,000		
147	313,000	345,400		
148	313,400	345,800		

	149	313,700	346,100				
	150	313,900	346,500				
	151	314,200	346,900				
	152	314,500	347,300				
	153	314,900	347,600				
	154	315,100					
	155	315,300					
	156	315,600					
	157	315,900					
	158	316,200					
	159	316,500					
	160	316,800					
	161	317,200					
	162	317,500					
	163	317,800					
	164	318,100					
	165	318,500					
	166	318,800					
	167	319,100					
	168	319,400					
	169	319,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師である職員のうち、規則で定める者に適用する。

(山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「扶養手当の支給については」を「前項の扶養親族とは」に改め、「の各号」を削り、「扶養親族」を「もの」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

第4条第2項第2号中「22歳に達した日以後における」を「満22歳に達する日以後の」に改め、「子及び」を削り、同項第4号中「22歳に達した日以後における」を「満22歳に達する日以後の」に改める。

第10条第1項中「に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第15条中「、第5条の2、第11条」を削る。

第16条第2項第2号中「（配偶者）」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を加える。

（山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号を次のように改める。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

第7条第2項第2号中「22歳に達した日以後における」を「満22歳に達する日以後の」に改め、「子及び」を削り、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同項第4号中「22歳に達した日以後における」を「満22歳に達する日以後の」に改める。

第11条中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第17条第1項中「に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条中「から第9条まで、第22条」を削る。

（山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削り、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第5項とする。

第8条第1項中「、第15条」及び「、第29条」を削り、同条第2項の表に次のように加える。

第29条第2項	100分の105	100分の77.5
---------	----------	-----------

第9条第1項を削り、同条第2項中「、第5条の2及び第13条」を「及び第5条の2」に、「特定任期付上下水道企業職員」を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用され

た上下水道事業に係る企業職員（以下この条において「特定任期付上下水道企業職員」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項の表第2条第3項の項を削り、同表第3条の2第2項の項中「山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の次に「（平成29年市条例第1号）」を加え、同条第3項を同条第2項とする。

第10条第1項を削り、同条第2項中「、第9条及び第21条」を「及び第9条」に、「特定任期付病院事業企業職員」を「第2条第1項の規定により任期を定めて採用された病院事業に係る企業職員（以下この条において「特定任期付病院事業企業職員」という。）」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項の表第2条第3項の項を削り、同表第6条第2項の項中「山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の次に「（平成29年市条例第1号）」を加え、同条第3項を同条第2項とする。

（山形市一般職の職員の給与に関する条例及び山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 山形市一般職の職員の給与に関する条例及び山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち、山形市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の表第28条第2項の項の改正規定中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において山形市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとし

た場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- ４ 切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第１４条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第２項中「(5) 心身に著しい障がい有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障がい有する者」と、同条第３項中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、同項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

- ５ 切替日から令和８年３月３１日までの間における第２条の規定による改正後の山形市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第２項中「(5) 心身に著しい障がい有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障がい有する者」と、同条第３項中「(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

事情にある者を含む。）」

- ６ 切替日から令和８年３月３１日までの間における第３条の規定による改正後の山形市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第７条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない」と、同条第２項中「(5) 心身に著しい障がい有する者」とあるのは「(5) 心身に著しい障がい有する者」と、同条第３項中「(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

の事情にある者を含む。）」

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

7 改正後の給与条例第18条第4項及び第18条の3第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者についても適用する。

(規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1

20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		

78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					

107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3

20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	

49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

ウ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給	
	特 1 級	2 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	2
15	3	3
16	4	4
17	5	5
18	6	6
19	7	7
20	8	8
21	9	9
22	10	10
23	11	11
24	12	12
25	13	13
26	14	14

27	15	15
28	16	16
29	17	17
30	18	18
31	19	19
32	20	20
33	21	21
34	22	22
35	23	23
36	24	24
37	25	25
38	26	26
39	27	27
40	28	28
41	29	29
42	30	30
43	31	31
44	32	32
45	33	33
46	34	34
47	35	35
48	36	36
49	37	37
50	38	38
51	39	39
52	40	40
53	41	41
54	42	42
55	43	43

56	44	44
57	45	45
58	46	46
59	47	47
60	48	48
61	49	49
62	50	50
63	51	51
64	52	52
65	53	53
66	54	54
67	55	55
68	56	56
69	57	57
70	58	58
71	59	59
72	60	60
73	61	61
74	62	62
75	63	63
76	64	64
77	65	65
78	66	66
79	67	67
80	68	68
81	69	69
82	70	70
83	71	71
84	72	72

85	73	73
86	74	74
87	75	75
88	76	76
89	77	77
90	78	78
91	79	79
92	80	80
93	81	81
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	
98	86	
99	87	
100	88	
101	89	
102	90	
103	91	
104	92	
105	93	
106	94	
107	95	
108	96	
109	97	
110	98	
111	99	
112	100	
113	101	

114	102	
115	103	
116	104	
117	105	

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1

23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5

52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	

81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1

10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22

39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		

68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			

97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1

10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26

39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55

68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		

97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

理 由

人事院勧告及び県人事委員会勧告を考慮し、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行おうとするものである。

議第25号

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

別表第2第8号の項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改め、同表第9号の項中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加え、同表第12号の項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

育児と仕事を両立できる環境を整備するため、子の看護休暇の取得要件を拡充するなど、所要の改正を行おうとするものである。

議第26号

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3 地方公務員法第3条第3項第3号の職にある者の項中「260,000円」を「500,000円」に改め、「（診療業務に従事する医師及び歯科医師にあつては、月額400,000円以内）」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

非常勤の特別職職員に支給する月額報酬の上限額を改定しようとするものである。

議第27号

山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正について

山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例（昭和38年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、それぞれ当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第9項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第15項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第16項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第18項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第9項、第15項及び第16項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した山形市一般職の職員に対する退職手当支給条例

第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法等の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第 2 8 号

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

山形市手数料条例（昭和 2 6 年市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の表独身証明書の項中「1 3 4 の項」を「1 3 8 の項」に改める。

別表第 1 の 3 9 の項を次のように改める。

	建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請又は同法第 1 8 条第 2 項（同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に係る建築物に関する確認申請等手数料	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）及びロ（2）又は第 1 0 条第 2 号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	(2)の金額の欄に定める額に、付表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額
		(2) (1)以外の場合	床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの 1 0, 0 0 0 円
			床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの 2 1, 0 0 0 円

39			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 34,000円
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 44,000円
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 57,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 82,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 246,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 389,000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 694,000円

別表第1の42の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「12,000円」を「16,000円」に、「15,000円」を「27,000円」に、「21,000円」を「39,000円」に、「29,000円」を「54,000円」に、「49,000円」を「65,000円」に、「65,000円」を「93,000円」に、「165,000円」を「250,000円」に、「270,000円」を「393,000円」に、「549,000円」を「692,000円」に、「14,000円」を「19,000円」に、「17,000円」を「29,000円」に、「23,000円」を「42,000円」に、「30,000円」を「55,000円」に、「52,000円」を「69,000円」に、「72,000円」を「100,000円」に、「175,000円」を「260,000円」に、「284,000円」を「406,000円」に、「563,000円」を「705,000円」に改め、同表43の項及び44の項中「第18

条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表45の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表46の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表100の項及び102の項中「別表第1付表」を「付表第2」に改め、同表123の項中

「

開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満 のもの 8,600円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のもの 22,000 円
開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のもの 43,000 円
開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満の もの 86,000円
開発区域の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のもの 130,000円
開発区域の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のもの 170,000円
開発区域の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満のも の 220,000円
開発区域の面積が 10ヘクタール以上 のもの 300,000円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満 のもの 13,000 円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のもの 30,000

「

開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満 のもの 10,000 円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のもの 24,000 円
開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のもの 59,000 円
開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満の もの 110,000 円
開発区域の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のもの 170,000円
開発区域の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のもの 230,000円
開発区域の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満のも の 290,000円
開発区域の面積が 10ヘクタール以上 のもの 460,000円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満 のもの 15,000 円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のもの 34,000

円
開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のもの 65,000 円
開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満の もの 120,000 円
開発区域の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のもの 200,000円
開発区域の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のもの 270,000円
開発区域の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満のも の 340,000円
開発区域の面積が 10ヘクタール以上 のもの 480,000円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満 のもの 86,000 円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のもの 130,000円
開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のもの 190,000円
開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満の もの 260,000 円
開発区域の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のもの 390,000円

を

円
開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のもの 88,000 円
開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満の もの 160,000 円
開発区域の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のもの 270,000円
開発区域の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のもの 360,000円
開発区域の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満のも の 460,000円
開発区域の面積が 10ヘクタール以上 のもの 730,000円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール未満 のもの 100,000円
開発区域の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のもの 140,000円
開発区域の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のもの 260,000円
開発区域の面積が 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満の もの 350,000 円
開発区域の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のもの 530,000円

に改め、

開発区域の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のもの 510,000円
開発区域の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満のも の 660,000円
開発区域の面積が 10ヘクタール以上 のもの 870,000円

」

開発区域の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のもの 700,000円
開発区域の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満のも の 900,000円
開発区域の面積が 10ヘクタール以上 のもの 1,300,000円

」

同表124の項中「87万円」を「130万円」に、「10,000円」を「14,000円」に改め、同表中134の項を138の項とし、130の項から133の項までを4項ずつ繰り下げ、同表129の項の次に次のように加える。

130	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく開発行為等に関する証明書の交付申請手数料	交付申請1件につき700円	
	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく工事の許可申請手数料	(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの 16,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの 27,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの 39,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの 57,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの 72,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの 96,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール

131		以内のもの 150,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの 230,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの 370,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの 530,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの 690,000円
	(2) 土石の堆積に関する工事の場合	土石の堆積をする土地の面積が0.05ヘクタール以内のもの 11,000円
		土石の堆積をする土地の面積が0.05ヘクタールを超え0.1ヘクタール以内のもの 13,000円
		土石の堆積をする土地の面積が0.1ヘクタールを超え0.2ヘクタール以内のもの 16,000円
		土石の堆積をする土地の面積が0.2ヘクタールを超え0.3ヘクタール以内のもの 19,000円
		土石の堆積をする土地の面積が0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタール以内のもの 28,000円
		土石の堆積をする土地の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以内のもの 31,000円
		土石の堆積をする土地の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの 38,000円
		土石の堆積をする土地の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの 52,000円
		土石の堆積をする土地の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以

			内のもの 72,000円
			土石の堆積をする土地の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの 100,000円
			土石の堆積をする土地の面積が10ヘクタールを超えるもの 130,000円
132	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく工事の計画の変更許可申請手数料	(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が69万円を超えるときは、69万円 ア 工事に関する設計の変更（イのみ該当する場合を除く。） 盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、131の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たに盛土又は切土をする土地を編入する設計の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、131の項に規定する額 ウ その他の変更 14,000円
		(2) 土石の堆積に関する工事の場合	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13万円を超えるときは、13万円 ア 工事に関する設計の変更（イのみ該当する場合を除く。） 土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、131の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たに土石の堆積をする土地を編入する設計の変更

			新たに編入される土地の面積 に 応じ、１３１の項に規定する 額 ウ その他の変更 １４，０００ 円
１３３	宅地造成及び特定盛 土等規制法施行規則 （昭和３７年建設省 令第３号）第８８条 の規定に基づく宅地 造成等に関する証明 書の交付申請手数料	交付申請１件につき７００円	

別表第１の付表を別表第１付表第２とし、別表第１の次に次の１表を加える。

付表第１

区分		金額
一戸建ての住宅（人の居 住の用以外の用に供する 部分（以下「非住宅部分」 という。）を有しないも のに限る。以下同じ。） （人の居住の用に供する 部分（以下「住宅部分」 という。）及び非住宅部 分を有する建築物（以下 「複合建築物」という。） の住宅部分のみの増築又 は改築をする場合におけ る当該住宅部分を含む。） の場合	床面積（建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律施行令（平成 ２８年政令第８号）第３条に規定する 床面積をいう。以下この表並びに別表 第３アの表、イの表及びオの表におい て同じ。）の合計が２００平方メート ル以内のもの	１３，０００円
	床面積の合計が２００平方メートル を超えるもの	１４，０００円
共同住宅等（共同住宅、 長屋その他一戸建ての住 宅以外の住宅（非住宅部 分を有しないものに限 る。）をいう。以下同じ。） （複合建築物の住宅部分 のみの増築又は改築をす る場合における当該住宅 部分を含む。）の場合	床面積の合計が３００平方メートル 以内のもの	２４，０００円
	床面積の合計が３００平方メートル を超え２，０００平方メートル以内 のもの	３７，０００円
	床面積の合計が２，０００平方メー トルを超え５，０００平方メートル 以内のもの	５９，０００円
	床面積の合計が５，０００平方メー トルを超えるもの	７７，０００円
備考 建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改 築に係る部分の床面積について算定する。		

別表第2アの表1の項中「(人の居住の用以外の用に供する部分(以下「非住宅部分」という。))を有しないものに限る。以下同じ。))」を削り、同表2の項中「(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅(非住宅部分を有しないものに限る。))をいう。以下同じ。))」を削り、同表3の項中「人の居住の用に供する部分(以下「住宅部分」という。))」を「住宅部分」に改め、同表4の項中「住宅部分及び非住宅部分を有する建築物(以下「複合建築物」という。))」を「複合建築物」に改め、同表備考第2項中「別表第1付表」を「別表第1付表第2」に改め、同表の付表第1中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。))」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	29,000円

に改め、

」

同表の付表第2中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円

を

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	222,000円

に改め、

別表第2イの表備考第2項中「別表第1付表」を「別表第1付表第2」に改め、同表の付表第

1中

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円
------------------------------	-----------------------	--------

を

イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円
-------------------------------------	------------------------	---------

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	15,000円

に改め、

別表第2イの表の付表第2中

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円

を

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円

(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	111,000円

に改める。

」

別表第3アの表を次のように改める。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（以下「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」という。）

手数料の種類		金額
1	一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
2	共同住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
3	住宅部分を有しない建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
4	複合建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額 (1) 住宅部分 付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (2) 非住宅部分 付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

付表第1

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	22,000円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	32,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	42,000円
備考 1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	36,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	61,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	108,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	161,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	55,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	90,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	155,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	225,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	73,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートルを超えるもの	202,000円

	トル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	289,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分。以下この表、イの表付表第2備考及びオの表付表第2備考において同じ。）に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

付表第3

	区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	91,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	116,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	151,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	243,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	316,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	380,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	234,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	293,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	377,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	537,000円

	トルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	661,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	780,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	890,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

別表第3イの表を次のように改める。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（以下「計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」という。）

手数料の種類		金額
1	一戸建ての住宅の計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	付表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
2	共同住宅等の計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
3	住宅部分を有しない建築物の計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
4	複合建築物の計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額 (1) 住宅部分 付表第1又は付表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (2) 非住宅部分 付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

付表第1

区分	金額
----	----

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	12,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	13,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	18,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	23,000円
備考 1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	79,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	114,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方	62,000円

	メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。		
2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。		

付表第3

	区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	60,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	192,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	190,000円
	床面積の合計が2,000平方	270,000円

	メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	332,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	392,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	447,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該判定に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積について算定する。		

別表第3ウの表中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同表備考第1項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表備考第2項中「別表第1付表」を「別表第1付表第2」に改め、同表備考第3項中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表の付表第1中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円

を

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円

に改め、

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	29,000円

」

同表備考中「申請」を「当該申請」に、「住戸」を「住宅部分」に改め、別表第3ウの表の付表第2中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	87,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	152,000円

に改め、

することについて審査を受ける場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	222,000円
------------------	--------------------------	----------

」

同表備考中「申請」を「当該申請」に、「設計一次エネルギー消費量」を「誘導設計一次エネルギー消費量」に改め、「(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)」及び「(住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)」を削り、「部分」を「部分。エの表付表第2備考において同じ。)」に改め、別表第3ウの表の付表第3中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、別表第3エの表中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表備考第1項中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表備考第2項中「別表第1付表」を「別表第1付表第2」に改め、同表の付表第1中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	13,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	15,000円

に改め、

」

同表備考中「申請」を「当該申請」に、「住戸」を「住宅部分」に改め、別表第3エの表の付表第2中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円

を

」

「

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	44,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	76,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	111,000円

に改め、

」

同表備考中「申請」を「当該申請」に改め、「(住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分)」を削り、別表第3エの表の付表第3中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同表備考中「申請」を「当該申請」に改め、別表第3オの表を次のように改める。

オ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１３条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当することの証明の申請に対する審査手数料（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料」という。）

手数料の種類		金額
1	一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料	付表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
2	共同住宅等の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料	付表第２の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
3	住宅部分を有しない建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料	付表第３の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
4	複合建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額 (1) 住宅部分 付表第１又は付表第２の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 (2) 非住宅部分 付表第３の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

付表第１

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(２)及びロ(２)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が２００平方メートル以内のもの	１２，０００円
	床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの	１３，０００円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ(１)及びロ(２)又はイ(２)及びロ(１)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が２００平方メートル以内のもの	１６，０００円
	床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの	１８，０００円
上記以外の場合	床面積の合計が２００平方メートル以内のもの	２１，０００円
	床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの	２３，０００円

備考	
1	床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。
2	前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。

付表第2

区分		金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	32,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	79,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	114,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	103,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	146,000円
備考		
1	床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。	
2	前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の住宅部分に係る床面積について算定する。	

付表第3

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	47,000円
	床面積の合計が300平方メ	60,000円

める基準に適合すること について審査を受ける場 合	一トルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方 メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	77,000円
	床面積の合計が2,000平方 メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの	123,000円
	床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平 方メートル以内のもの	160,000円
	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	192,000円
	床面積の合計が25,000平 方メートルを超えるもの	224,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メ ートル以内のもの	119,000円
	床面積の合計が300平方メ ートルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が1,000平方 メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	190,000円
	床面積の合計が2,000平方 メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの	270,000円
	床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平 方メートル以内のもの	332,000円
	床面積の合計が10,000平 方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	392,000円
備考		
1 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積につい て算定する。 2 前項の規定にかかわらず、建築物を増築し、又は改築する場合における 床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の非住宅部分に係る床面積に ついて算定する。		

別表第3カの表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の39の項の規定は、施行日以後に工事に着手した建築物に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に係る建築物に関する確認申請等手数料（以下「確認申請等手数料」という。）について適用し、施行日前に工事に着手した建築物に係る確認申請等手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の42の項の規定は、施行日以後に工事に着手した建築物に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第20項の規定に基づく通知に係る建築物に関する完了検査申請等手数料(以下「完了検査申請等手数料」という。)について適用し、施行日前に工事に着手した建築物に係る完了検査申請等手数料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に建築基準法第6条第4項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受け、施行日以後に工事に着手した建築物に係る完了検査申請等手数料の額は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）又は第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合にあっては、改正後の別表第1の42の項金額の欄に定める額に、同表付表第1の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

理 由

宅地造成等規制法、建築基準法等の改正に伴い、申請手数料の新設及び改正を行おうとするものである。

議第 29 号

山形市民生委員定数条例の一部改正について

山形市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市民生委員定数条例の一部を改正する条例

山形市民生委員定数条例（平成 30 年市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「499 人」を「501 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

理 由

本市の区域における民生委員の定数を変更しようとするものである。

議第30号

山形市デイサービスセンター条例の一部改正について

山形市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

山形市デイサービスセンター条例（平成5年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置、名称及び位置）

第2条 前条の目的を達成するため、この市にデイサービスセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山形市菅沢デイサービスセンター
- (2) 位置 山形市すげさわの丘46番地

第3条中「次の各号に掲げるデイサービスセンター」を「山形市菅沢デイサービスセンター」に、「それぞれ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるサービスを提供する事業

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）

イ 法第115条の4第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（以下「通所型サービス」という。）

- (2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する者に対して同号に規定する通所による便宜を供与する事業

- (3) その他市長が必要と認める事業

第8条第1項中「、認知症対応型通所介護、通所型サービス及び介護予防認知症対応型通所介護」を「又は通所型サービス」に改め、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、

第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

市内における介護サービスの供給状況を踏まえ、銅町デイサービスセンター等を廃止しようとするものである。

議第31号

山形市児童養護施設条例の一部改正について

山形市児童養護施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市児童養護施設条例の一部を改正する条例

山形市児童養護施設条例（昭和26年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中「40人」を「37人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

山形学園の入所定員を変更しようとするものである。

議第32号

山形市児童遊園条例の一部改正について

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例

山形市児童遊園条例（昭和43年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表落合第2児童遊園の項の次に次のように加える。

落合二口児童遊園	山形市落合町字二口212番10
----------	-----------------

別表蔵王温泉児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童遊園の新設及び廃止を行おうとするものである。

議第33号

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第73号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「6年間」を「8年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府・文部科学省令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を延長しようとするものである。

議第34号

山形市野草園条例の一部改正について

山形市野草園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市野草園条例の一部を改正する条例

山形市野草園条例（平成4年市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

入園者区分	単位	入園料	摘要
個人	1人1回	300円	
	1人1年	1,500円	
団体	1人1回	240円	団体は20人以上とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

野草園利用者に対するサービスの向上を図るため、新たに年間の入園料を設けようとするものである。

議第35号

山形市営住宅条例の一部改正について

山形市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市営住宅条例の一部を改正する条例

山形市営住宅条例（平成9年市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1天満住宅の項戸数の欄中「30」を「15」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

天満住宅C棟・D棟の用途を廃止しようとするものである。